

# 審 査 基 準

令和2年1月10日作成

|   |
|---|
| 法 令 名：風俗営業等適正化法   |
| 根 拠 条 項：第31条の23において準用する第9条第1項   |
| 処 分 の 概 要：営業所の構造又は設備の変更の承認  |
| 原権者（委任先）：福岡県公安委員会   |
| 法 令 の 定 め：<br>風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第31条の23において準用する第4条第2項第1号（構造及び設備の技術上の基準）、第31条の23において準用する第9条第2項（承認の基準）<br>風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第17条において準用する第1条第1号～第3号（変更承認申請書の添付書類）<br>風俗営業等適正化法施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）、第87条（変更の承認の申請） |
| 審 査 基 準：  |
| 標 準 処 理 期 間：申請に係る営業所の実態調査を行った日から10日   |
| 申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全(生活安全刑事)課  |
| 問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全(生活安全刑事)課又は警察本部生活保安課(092-641-4141 内3184)   |
| 備 考：<br>法令の規定の解釈については、警察庁通達「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」を参照すること。  |